

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁵³〕源泉所得税関係

令和2年分 年末調整における主な留意事項について(PART 2)

Q 年末調整の準備を進める時期となってまいりましたが、昨年と比べて変わった点について教えてください。(先月号のつづき)

A

3. 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者(注1)	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

(注)1 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。

2 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円(改正前：65万円)に引き下げられています。

4. ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

所得者がひとり親(現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。)である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除することとされました。

イ その人と生計を一にする子(注1)を有すること。

ロ 合計所得金額が500万円以下であること。

ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人(注2)がいないこと。

(注)1 その人と生計を一にする子とは、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人以外で、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子をいいます。

2 その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人をいいます。

a その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人

b その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

(2) 寡婦(寡夫)控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦(寡夫)控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

イ 扶養親族を有する寡婦について、上記(1)口の要件が追加されました。

ロ 上記(1)ハの要件が追加されました。

また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました。

(3) 令和2年分の年末調整の際の申告

上記(1)及び(2)の改正は、令和2年分の年末調整から適用され、この改正による改正前後の控除に係る適用判定のフロー図は次のとおりです。

フロー図において、〔改正後〕の「年末調整時の申告」欄が「必要」となっている人は、令和2年分の年末調整の際にその異動内容について申告をする必要がありますので、令和2年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を、給与の支払者に提出してください。

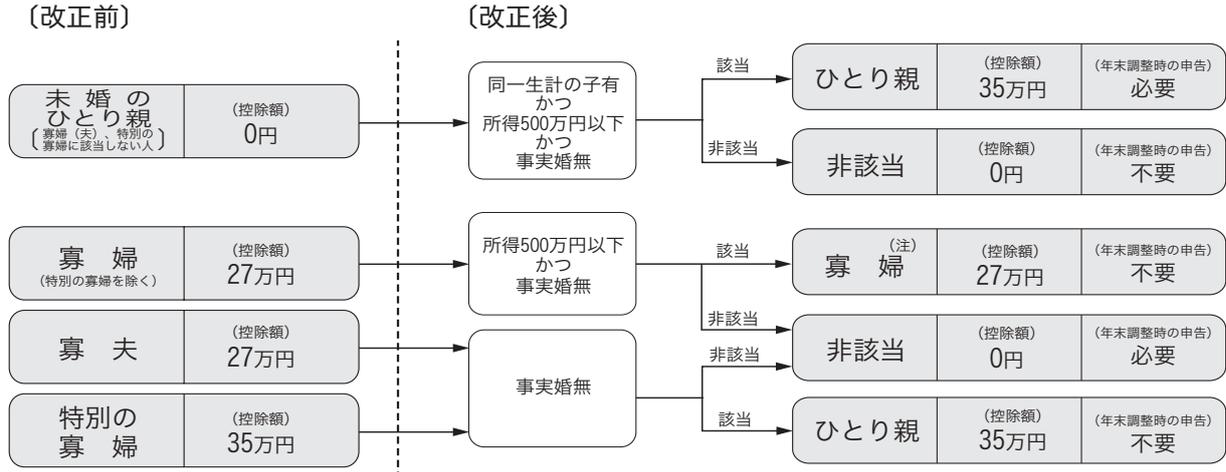
なお、改正前の「未婚のひとり親(寡婦(夫)特別の寡婦に該当しない人)」に該当する人が、適用判定の結果、「ひとり親」に該当する場合の申告については、以下の記載例を参考に、「寡婦」「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」に訂正するなど、適宜の方法により申告してください(給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の「左記の内容」欄を記載する必要はありません。)

(記載例) 扶養控除等(異動)申告書(ひとり親に該当する場合)
 (令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書)
 (月々の源泉徴収時) 当初申告 (年末調整時) 異動申告

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦
			一般の障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 特別の寡婦
			特別障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 寡夫
			同居特別障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】



(注) 改正前の「寡婦(特別の寡婦を除く)」に該当する人が、上記適用判定の結果、「寡婦」に該当する場合において、その人と生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」(控除額: 35万円)に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。

(4) 令和2年分の源泉徴収簿の記載

ひとり親に該当する旨の申告があった場合等には、以下の記載例を参考に、「扶養控除等の申告」欄やその欄外の余白などに「ひとり親」と記載します。

(注) 改正前の「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する人が、上記適用判定の結果、「ひとり親」に該当

する場合、令和2年分の年末調整では、「ひとり親」に該当する旨を申告する必要はありませんが「ひとり親控除」が適用されますので、源泉徴収簿の訂正漏れにより年末調整に誤りが生じることのないよう、ご注意ください。

(記載例) 源泉徴収簿(ひとり親に該当する場合)

扶養控除等の申告	申告の有無	源泉控除対象配偶者		一般の対象扶養親族		特定扶養親族		老人扶養親族		障害者等 (該当するものを○で囲んでください。)	従たる給与から控除する源泉控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無	
		当初	有・無	当初	人	当初	人	同居老親等	その他				当初
有	有	月日	有	月日	人	月日	人	月日	人	月日	人	人	有
無	無	月日	無	月日	人	月日	人	月日	人	月日	人	人	無

ひとり親控除及び寡婦控除に係る取扱いについて
 国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)には、「ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ(源泉所得税関係)」を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

5. 年末調整関係手続の電子化

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能となりました(令和2年10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。)

(税制委員会: 齋秀行、大池明、北澤剛グループ稿)(監修: 関東信越税理士会 松本支部)